

令和元年10月23日

保護者各位

広島商船高等専門学校
学生課長 七條 友歩

高等教育修学支援新制度 給付奨学生 在学予約採用者の募集について

令和2年4月より、大学相当の学年（高専の場合は4・5年生、商船実習生、専攻科1・2年生）を対象として、高等教育の修学支援新制度が実施されることとなりました。

新制度では、従来の「授業料減免」制度とは異なり、日本学生支援機構からの「給付奨学金」と併せ、「授業料減免」を申請することになります。

このたび、新制度の令和2年度在学予約採用者を下記のとおり募集いたします。

郵送または学生課窓口で申込書類を配付しますので、ご希望の方は、学生課学生係までご連絡ください。

なお、令和2年4月から「授業料減免」を希望する場合は、今回の給付奨学生在学予約採用者の募集に必ずお申込みください。特に、商船学科5年生は、乗船実習日程の関係上、在学予約採用以外での申込は困難となる可能性がありますので、希望される方は、必ず本募集でお申し込みくださいますようお願いいたします。

記

1. 対象学年 商船学科4年生・5年生
電子制御工学科4年生、流通情報工学科4年生
海事システム工学専攻1年生・2年生、産業システム工学専攻1年生

以上の学生のうち、令和2年度に次学年に進級するもの
(海事システム工学専攻2年生を除く。)

2. 給付期間 **令和2年4月から修業年限終期まで**

3. 奨学金給付月額及び授業料等減免額

世帯の所得に基づく区分に応じ、奨学金給付及び授業料等減免が行われます。

区分	奨学金給付額(返還不要)		授業料減免額(見込)		入学金減免額(見込)※	
	通学形態	月額	減免額(年額)	実負担額(年額)	減免額	実負担額
第Ⅰ区分	自宅通学	17,500円	234,000円	0円	84,600円	0円
	自宅外通学	34,200円				
第Ⅱ区分	自宅通学	11,700円	156,000円	78,000円	56,400円	28,200円
	自宅外通学	22,800円				
第Ⅲ区分	自宅通学	5,900円	78,000円	156,000円	28,200円	56,400円
	自宅外通学	11,400円				

※入学金減免は、令和2年度以降の専攻科入学生及び4年次編入学生が対象です。

4. 家計採用条件

(第Ⅰ区分) 学生と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分) 学生と生計維持者の収入が一定以下であること

【収入・所得の上限額の目安 単位：万円】

世帯人数	想定する世帯構成	年間の収入金額（給与所得者世帯の場合）		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(a) 2人	本人、母	229	332	402
(b) 3人	本人、母、高校生	289	391	457
(c) 4人	本人、親①、親②（無収入）、高校生	295	395	461
(d) 4人	本人、親①、親②（給与取得者）、高校生	親①：295 親②：115	親①：336 親②：155	親①：409 親②：155

※表中の数字はあくまで目安です。家計基準の判定は、世帯構成、障害者の有無等を考慮し、日本学生支援機構で判定されます。そのため、目安の金額を下回っても採用にならない可能性があります。

※家計基準に該当するかどうかは、日本学生支援機構HP上の奨学金シミュレーターでより具体的に確認できますので、ご参考ください。

(URL <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

5. 学力採用条件

(1) 2019年度学年末の学習成績がクラスの中で上位1/2の範囲に属すること

(2) (1)に該当しない場合、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って、学修する意欲を有すること ※

(3) 学業成績の基準における「廃止」の区分に該当しないこと

※ 2019年度学年末の学習成績が基準を下回る場合は、学修意欲等の確認のため、レポートの提出または面談等を後日実施します。

区分	学業成績の基準
廃止	1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。(前の「廃止」の区分の2に掲げる基準に該当するものを除く。) 2 各学期末の学習成績がクラスの中で下位1/4の範囲に属すること。 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(前の「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。)

6. 提出書類及び提出期限

学校に提出する書類と、日本学生支援機構に提出する書類があります。
提出書類及び提出先を十分にご注意ください。

【学校】

提出書類 (1) 給付奨学金確認書
(2) スカラネット入力準備用紙
(スカラネット入力後に交付される受付番号を記入しておくこと)

【該当者のみ】

(3) 学生本人の2019年の課税証明書(平成30年1月～12月の所得)
※学生本人の所得が未成年は125万円超、成年は35万円超の場合

提出方法 郵送または学生課窓口に提出

提出先 〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野4272-1
広島商船高等専門学校 学生課学生係

提出期限 **令和元年11月25日(月)※厳守**

【日本学生支援機構】

提出書類 (1) マイナンバー提出書
(2) マイナンバー番号確認書類
(学生本人及び生計維持者のマイナンバーが記載された書類)
(3) 学生本人の身元確認書類

提出方法 『「マイナンバー提出書」のセット』同封の提出用封筒にて郵送
(郵便局窓口で、簡易書留により郵送してください。)

提出先 〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-20 東陽町駅前ビル7階
(りらいあコミュニケーションズ株式会社内)
独立行政法人日本学生支援機構 東陽町第2事務センター

提出期限 **スカラネット入力後、1週間以内**

7. 申請後の奨学金採用・適格認定等のスケジュール

- 2020年2月 学業要件判定
3月 授業料減免の申請
(今回の給付奨学金在学予約採用申込者は必ず書類提出が必要)
4月 スカラネット上で現況届提出
8月 前期適格認定（前期末学業要件審査）
9月 家計要件審査
2021年2月 後期適格認定（学年末学業要件審査）

※上記スケジュールは予定のため、今後変更となる可能性があります。

8. 備 考

- (1) この奨学金は、卒業後に返還の義務はありません。
ただし、奨学金の交付開始後も適格認定があり、学業不振等の場合には交付を打ち切ることがあります。また、学業成績・学習意欲が著しく不振の場合や給付奨学生として相応しくない行為があった場合には、交付済みの奨学金について、返還していただくことがあります。
- (2) 他の給付型奨学金を受給している学生は、併用受給制限にご注意ください。
- (3) 本制度は「給付奨学金」と「授業料減免」が一体となった制度のため、「授業料減免」を希望する場合は、必ず「給付奨学金」に申し込む必要があります。
「授業料減免」のみを希望する場合は、「給付奨学金」に申し込んだのち、「給付奨学金」の支給停止手続きを行ってください。
- (4) 既に日本学生支援機構第1種奨学金の貸与を受けている方が給付奨学金の支給を受けることとなったときは、第1種奨学金の貸与月額が制限されます。
詳細については日本学生支援機構HP上の、第1種奨学金貸与月額をご確認ください。
- (URL <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/lshu/index.html>)
- (5) 奨学金について不明な点があれば、学生課学生係までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

〒725 - 0231

広島県豊田郡大崎上島町東野4272 - 1

広島商船高等専門学校 学生課学生係

TEL 0846 - 67 - 3023